

与那原町庁舎建設検討委員会規則

平成 29 年 9 月 12 日
与那原町規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与那原町附属機関の設置に関する条例（昭和 59 年 3 月 15 日条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、与那原町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、与那原町庁舎建設に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の団体等の役員
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補足)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

